

災害等に対する非常措置についてのお知らせ

台風や大雨等により、「京都市」（テレビ・ラジオでは「京都南部」「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に暴風警報や「衣笠学区」に水害や土砂災害による避難指示が発令された場合には、下記のような措置をとりますので、メール配信システム、学校ホームページ、テレビ・インターネット等の報道に注意してください。

記

1. 『暴風警報』『水害や土砂災害による避難指示』が登校前に発令された場合

◎水害による避難指示について

本校の校区である衣笠学区は、「天神川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。衣笠校区に「水害による避難指示」が発令された場合には、下記の措置をとります。

◎登校前に発令された場合、「暴風警報」や「水害による避難指示」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

◎「暴風警報」「水害による避難指示」が解除された場合については、以下の措置をとります。

- * 午前 7時までに解除になった場合 → 平常授業
- * 午前 9時までに解除になった場合 → 3校時（10時45分）から始業
- * 午前11時までに解除になった場合 → 5校時（13時50分）から始業
全学年、登校し、6校時まで授業をしてから下校します。（15時30分ごろ下校）
（5校時から始業の場合は、給食を中止します。）

授業開始時刻の10分前から20分前に登校してください。

* 午前11時現在、警報発令中の場合 → 臨時休業

※土砂災害による避難指示について

本校の敷地は、「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれていないことから、土砂災害による避難指示が発令された場合も、原則として臨時休業等の措置はとりません。ただし、気象状況、通学路の状況等によっては、登校の見合せ等の措置をとる場合があります。メール配信システムや学校ホームページでお知らせいたします。なお、臨時休業の措置をとった場合は、上記に準じます。

2. 『暴風警報』『水害や土砂災害による避難指示』が在校中に発令された場合

* 下校の安全が確認できるまで、学校に留め置きます。

* 下校の判断をした場合は、メール配信でお知らせし、一斉下校の措置をとります。

ご記入いただきました「緊急時連絡カード」をもとに、町別で下校するグループと学校待機のグループに分かれます。当該、「緊急時連絡カード」と緊急時の対応が異なる場合は、必ず学校までお知らせください。

* 学校待機で保護者の方がお迎えに来られる場合は、必ず連絡が取れるようにしておいて下さい。また、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置きます。

裏面もご覧下さい

3. 校内に避難所が開設された場合について

避難所開設により、教育活動に支障が生ずる場合、臨時休業等の措置をとることがあります。なお、臨時休業等の措置をとった場合は、上記1の場合に準じます。

4. 『特別警報』について

* 登校前に発令された場合は、『特別警報』が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合せ、自宅待機させてください。

* 『特別警報』が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時50分）から始業（給食は中止）
- ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

* 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後「緊急連絡カード」をもとに、町別下校するグループと学校待機のグループに分かれます。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

5. 『大雨警報』『洪水警報』が発令された場合

* 原則として通常通り授業を行いますが、教育委員会等の判断により臨時休業となる場合もあります。その場合は、ホームページやPTAメール配信で情報をお知らせしますので、ご確認をお願いします。

※以上、お子たちにもその旨ご指導いただきますよう、よろしくお願いします。

◎暴風警報発令中・解除直後は以下のことがらに注意を払ってください。

- ・ 強い風がおさまるまで家の外に出ない。切れた電線や倒壊の恐れのあるブロック塀などに十分注意する。
 - ・ 雨が止んでも、川が増水し危険であるため、絶対に近付かない。
- ※ 被害や事故など変わったことがありましたら、すぐに学校に連絡してください。
※ 放課後まなび教室も同様の措置をとります。

* このお知らせはホームページでも掲載させていただいています。

* 警報の発令、解除については、テレビ、インターネット等でご確認ください。